

令和 6年 8月 8日

まんのう町長
栗田 隆義 殿

まんのう町監査委員 新名 均

まんのう町監査委員 白川 皆男

令和6年度定期監査・行政監査の結果について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した定期監査及び行政監査の結果について報告する。

記

1. 監査の期日 令和6年7月10日から8月8日
2. 監査の場所 まんのう町役場「第2委員会室」ほか
3. 監査の結果 別紙のとおり

令和6年度

定期監査及び行政監査の結果報告書

まんのう町監査委員

監査報告書

1 監査対象年度
令和5年度分

2 監査の実施期間及び対象機関

令和6年度定期監査等日程(対象: 令和5年度分)					
月	日	曜日	時間帯		備 考
			午前(9:00～)	午後(13:00～)	
7	10	水	監査委員打合せ (9:00～)		本庁舎4階第2委員会室
	11	木	住民生活課 浄化槽特会	税務課	本庁舎4階第2委員会室
	12	金	学校教育課	仲南支所	仲南支所
	13	土			
	14	日			
	15	月			
	16	火	琴南支所	地籍調査課	琴南支所
	17	水			
	18	木	建設土地改良課 下水・農集特会		本庁舎4階第2委員会室
	19	金	健康増進課	農林課	本庁舎4階第2委員会室
	20	土			
	21	日			
	22	月	総務課	施設調査※1	本庁舎4階第2委員会室
	23	火	地域振興課		本庁舎4階第2委員会室
	24	水	企画政策課		
	25	木			
	26	金	例月出納検査	会計室/議会事務局	本庁舎4階第2委員会室
	27	土			
	28	日			
	29	月	福祉保険課 国保特会・後期高齢特会・介護保険特会		本庁舎4階第2委員会室
	30	火	山林組合・吉野・神野・美合財産区監査		本庁舎4階第2委員会室
	31	水	生涯学習課		仲南支所
8	1	木	決算審査・財政健全化審査・基金運用審査		本庁舎4階第2委員会室
	2	金			
	3	土			
	4	日			
	5	月	予備日(総務課、地域振興課)		本庁舎4階第2委員会室
	6	火			
	7	水			
	8	木	監査委員打合せ (9:00～)		本庁舎4階第2委員会室
その他		監査の進行状況により開始時間が前後することがあります。 行政監査については、同時又は別途実施をする場合があります。 ※1 公有財産の利用状況等現地視察を行う予定			

3 監査の種別

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査及び同法第 2 項に基づく行政監査

4 監査の方法

「定期監査について」

全課から定期監査調書、主要施策の成果報告書に基づき、関係課より事業の説明を求め監査を行った。

「行政監査について」

対象の所管課に公有財産(土地の借入、貸付)の一覧の提出を求め、公有財産の利用状況等について説明を求め監査を行った。

5 監査の主眼

「定期監査について」

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているのか。補助金の交付にかかる事務については、補助金・助成金の交付が適正に行われているか。また、ソフトウェアなどの備品管理が適正に行われているのかに主眼を置いた。

「行政監査について」

土地の借り入れの目的は、明確な理由により行われているのか。また、土地を借り入れたことで、目標達成のために活用されているか。貸し付けについても明確な理由により契約し、手続きも適正に行われているかを調査した。

6 監査の結果

「定期監査」

監査の結果、予算執行及び会計事務処理は、おおむね適正に執行されていた。今回の監査では特に指摘する事案はなかったが、改善又は検討を要する事項については、その都度指示を行っている。

その詳細については、別紙1に記載した。

(別 紙 1)

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を、以下の区分により指摘事項、指導事項及び検討事項に分け、その内容を記載している。

(区分)

I 指摘事項

- ① 条例、規則等に違反しているもの
- ② 契約等に基づかない行為をしているもの
- ③ 経済性、効率性及び有効性が著しく劣り改善を要するもの
- ④ その他指摘するに認められるもの

II 指導事項

- ① 指摘事項に該当するものの内、軽易と認められるもの
- ② その他指導することで改善が認められるもの

III 検討事項

- ① 改善を求める事項が制度等により実施されているもので、その制度の改善を検討する必要があると認められるもの
- ② その他検討すべきものに認められるもの

【定期監査結果】

	総務課	企画政策課	地域振興課	税務課	住民生活課	福祉保険課	健康増進課	農林課	建設土地改良課	地籍調査課	会計室	琴南支所	仲南支所	議会事務局	学校教育課	生涯学習課	全課
指摘事項	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
指導事項	2	1	3	0	1	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	2	1
検討事項	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0

I 指摘事項

- ・特になし

II 指導事項

- ・ソフトウェアの物品管理を規則に基づき適正に行うこと。

(住民生活課、総務課)

- ・町の観光PR映像の作成や綾子踊りの看板などを設置しているが、財産管理上の取扱い方法(例:備品台帳や財産台帳で管理など)について検討し、適正に管理すること。

(地域振興課、生涯学習課)

- ・公共施設は、総務課の施設台帳で一括管理しているが、施設台帳の情報を施設管理の所管課とさらに共有できるようにすること。(全課)

- ・施設使用料を現金で取り扱っている施設については、使用料の集金を定期的に行い、現金の管理を適正に行うこと。(建設土地改良課)

- ・任意団体の補助金について、特別会計を設けて運用しているが、補助金等のあり方を検討して、一般会計を基本とした会計管理に努めるよう当該団体とも協議すること。

(地域振興課、農林課)

- ・仲南道の駅の玄関につばめが営巣しているが、来客者が不快な思いをしないよう対策を取ること。(地域振興課)

- ・任意団体への補助金、負担金について、内部留保の多い団体や一部積立している団体などがあるが、その目的等を考慮し補助金等のあり方を検討して、当該団体とも協議すること。(総務課、建設土地改良課、生涯学習課)

III 検討事項

- ・琴南総合センターの利用率を高めるため、アンケート調査などを行い、利用率向上対策を検討すること。(琴南支所)

- ・休館中や利用率の低い施設などは、今後の運営計画について十分に検討すること。

(地域振興課)

「行政監査」

監査の結果、土地の借り入れ、貸し付けについては、適正な利用目的により行なえており、目的達成のために活用されていた。また、現地調査を行なった箇所については、進入路や教育関係施設の敷地などとして有効に活用され、利用実績があることも確認した。

今後も有効に活用し、利用効果を上げるように努め、必要に応じて契約内容の見直しをしていただきたい。